

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	法務省入国管理局
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
<p>具体の事項</p>	<p>3(7)</p> <p>人口動態統計における外国人統計をできるかぎり年齢別(できれば性・年齢別)に集計することは重要かつ必要なことであり、統計の有用性が上がると考えられる。外国人統計については、このほかにも、以下の点についても検討すべきと考えるが、それに対する考え方をご教示いただきたい。</p> <p>我が国に居住する外国人人口について、国勢調査と在留外国人統計との間に相当な差異(乖離)がみられるように思うが、これについてさらなるクロスチェックと検証を行うこと。</p>
<p>回 答</p>	<p>「在留外国人統計」は、毎年12月31日現在の法務省保管の外国人登録記録に基づいて調査した結果を編集したものである。</p> <p>国勢調査は、我が国に居住するすべての人を対象とするのに対し、在留外国人統計の元となる外国人登録記録は、外国人登録法に基づき、日本に在留する外国人が、本邦に在留することとなった日から、90日以内に、居住している市区町村に身分事項や居住地などの届け出があったものである。ただし、以下の者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄港地上陸等の特例上陸許可を受けて上陸中の者 ・ 在日米軍の軍人又はそれらの家族 <p>また、再入国許可により一時的に出国している者も本邦に継続して在留しているものとして見なすことから、国勢調査の期間に同許可により一時的に出国し、同調査に計上されなかった者も、在留外国人統計に計上される。</p> <p>外国人登録法は、新たな在留管理制度の導入に伴う廃止が決定している(新たな在留管理制度の施行日は、平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日)。</p>

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	法務省入国管理局
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	3(7) 外国人登録制度のシステム変更の進捗状況について
回 答	<p>「新たな在留管理制度」に伴うシステム開発での外国人統計については基本設計の段階にあり、各種要望を取り入れるべく検討中である。</p> <p>「新たな在留管理制度」とは、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的にひとつにまとめ、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図るものである。対象となる外国人は、本邦に中長期にわたり適法に在留する者（以下を参照願います。）で、在留カードが交付されるほか、届出手段が変更となる。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになるため、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など、適法に在留する外国人について更に利便を図ることが可能となる。</p> <p>対象となる外国人</p> <p>以下の1～6のいずれにも該当しない者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「3月」以下の在留期間が決定された者 2. 「短期滞在」の在留資格が決定された者 3. 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者 4. これらの外国人に準じるものとして法務省令で定める者 5. 特別永住者 6. 在留資格を有しない者 <p>（別添3 ホームページ掲載資料）</p>

1 新たな在留管理制度

[戻る](#)

概要

新たな在留管理制度は、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的にひとつにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人が対象となり、在留カードが交付されるほか、届出手続などが変わります。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり、これによって、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人について更に利便を図ることが可能になります。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることとなります。

施行日

改正法が公布された平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日から施行されます（具体的には、平成24年7月頃を予定しています。施行日自体が決まるのは、関係省庁と連携した検討、電算システムの開発などが必要になるため、平成23年秋頃に決定する見込みです。）。

対象者

新たな在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間在留する外国人で、具体的には次の1～6のいずれにもあてはまらない人です。

1. 「3月」以下の在留期間が決定された人
2. 「短期滞在」の在留資格が決定された人
3. 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
4. これらの外国人に準じるものとして法務省令で定める人

5. 特別永住者

6. 在留資格を有しない人

具体例

対象となる人	対象とならない人
<ul style="list-style-type: none">「技術」や「人文知識・国際業務」などの就労資格により、企業等にお勤めの人「留学」などの学ぶ資格により、学校に通う人日本人と結婚して「日本人の配偶者等」の在留資格により生活している人「永住者」の在留資格を有している人	<ul style="list-style-type: none">観光目的で日本に短期間滞在する人俳優や歌手など芸能活動目的で来日し、「興行」の在留資格で「3月」以下の在留期間が決定された人

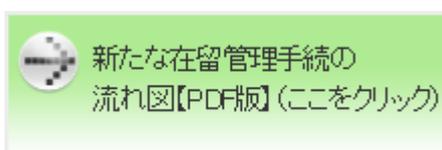
在留カードは、どういうカード?

新たな在留管理制度の導入に伴い交付される在留カードは、対象となる外国人に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留に係る許可に伴って交付されるものです。在留カードには、写真が表示されるほか、次の事項が記載されます。また、偽変造防止のためにICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます（[在留カードのイメージ図](#)）。

1. 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号口に規定する地域

2. 住居地（本邦における主たる住居の所在地）
3. 在留資格，在留期間及び在留期間の満了の日
4. 許可の種類及び年月日
5. 在留カードの番号，交付年月日及び有効期間の満了の日
6. 就労制限の有無
7. 資格外活動許可を受けているときはその旨

新たな在留管理手続の流れ図



次のようなメリットがあります！

(1) 在留期間の上限が伸長されます。

現在上限が「3年」の在留期間を定めている在留資格について、「5年」の在留期間を法務省令で定める予定です。また、「留学」の在留資格については、平成21年7月1日より、在留期間の最長期間が「2年3月」となっておりますが、新たな在留管理制度の導入により、新たに「4年3月」とする予定です。

(2) 再入国許可制度を見直します。

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人で出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。なお、例外的に再入国の許可を要する場合については、今後法務省令で定める予定です。

また、再入国許可を受ける場合の再入国許可の有効期間の上限について、これまでの「3年」から「5年」に伸長されます。

(※) 新たな在留管理制度の開始に併せて実施されます。

ご注意ください！

新たな在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由，退去強制事由，罰則が設けられています。

(1) 在留資格の取消し事由（入管法第22条の4第1項）

1. 偽りその他不正の手段により在留特別許可を受けたこと（第5

号)

2. 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留すること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第7号）
3. 新規上陸後又は従来に住居地を退去した後90日以内に住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）や虚偽の住居地の届出をしたこと（第8号～第10号）

(2) 退去強制事由（入管法第24条）

1. 在留カードの偽変造等の行為（第3号の5）
2. 中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や在留カードの受領・提示義務違反により懲役以上の刑に処せられたこと（第4号の4）

(3) 罰則

1. 中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や届出等義務違反，在留カードの受領・携帯・提示義務違反（入管法第71条の2，第71条の3，第75条の2，第75条の3，第77条の2）
2. 不法就労助長罪の見直し（入管法第73条の2第2項）
3. 在留カードの偽変造等の行為に係る罰則（入管法第73条の3～第73条の6）

Q&A

在留カード関係

Q1-1: [在留カードとは何ですか。](#)

Q1-2: [在留カードにはどのような情報が記載されますか。](#)

- Q1-3: 在留カードにはICチップが付くそうですが、ICチップにはどのような情報が記録されますか。
- Q1-4: 在留カードのICチップには指紋情報も記録されますか。
- Q1-5: 在留カードの有効期間はいつまでですか。
- Q1-6: いつから在留カードをもらえますか。
- Q1-7: 在留カードはすべての空海港で交付されるのですか。
- Q1-8: これまで旅券に貼られていた証印シールはなくなるのですか。
- Q1-9: 現在持っている外国人登録証明書はすぐに在留カードに換える必要はありますか。
- Q1-10: 在留カードは常に携帯していなければいけませんか。また、携帯していない場合にどのような問題（罰則）がありますか。
- Q1-11: パスポートを携帯していれば在留カードは携帯していなくても大丈夫ですか。
- Q1-12: 子供も在留カードを常に携帯していなければいけませんか。
- Q1-13: 新たな在留管理制度が導入された後も、直ちに在留カードに換える必要がないとのことですが、外国人登録証明書は持っている必要はありますか。
- Q1-14: 在留カードをなくしてしまいました。どうすればよいですか。また、汚してしまった場合はどうすればよいですか。

各種届出関係

- Q1-15: どのようなときに届出をしなければならないのですか。また、これらの届出先はどこですか。
- Q1-16: 必要な届出をしなかったり、うその届出をした場合、どのような罰則等がありますか。
- Q1- 新たな在留管理制度により設けられる本人からの届出（Q1-15参

- 17: 照) は、自分でしなければならないのですか。
- Q1- 在留期間更新許可申請等については、現在、受入れ機関や行政書士
18: などが本人に代わって書類を提出する申請取次制度がありますが、
これは新たな在留管理制度の導入後も変わりませんか。
- Q1- 第三者が、本人に代わって在留カードを提出したり受領する場
19: 合、在留カードの携帯義務に違反することにはならないのです
か。
- Q1- 住居地の近くに地方入国管理局等がありません。就労先の変更等
20: の場合に必ず出頭しなければいけませんか。

所属機関による届出関係

- Q1- 教育機関等の外国人の所属機関はその外国人に関する情報を入国
21: 管理局に届け出る必要があるのですか。また、いつから届け出る
ことになるのですか。
- Q1- 届出をする所属機関にはどのようなものがあり、どのような情報
22: を届け出ることになるのですか。また、届け出なかった場合は罰
せられることはありますか。
- Q1- 近くに地方入国管理局等がありません。届出のために必ず地方入
23: 国管理局等に出向く必要はありますか。

在留資格の取消し等

- Q1- どのような場合に新たに在留資格の取消しがなされることになり
24: ますか。また、この取消制度はいつから始まりますか。
- Q1- 配偶者の身分を有する者としての活動を行わないで在留している
25: ことについて、正当な理由があると認められるのは、どのような
場合ですか。

Q1- 配偶者の身分を有する者としての活動を行っていない場合で、ど
26: のようなときに在留資格の変更申請が認められますか。

Q1- 住居地の届出をしないことについて「正当な理由」がある場合と
27: は、どのような場合ですか。

退去強制事由

Q1- 新たに退去強制事由に加わるのはどのようなものですか。また、
28: それはいつからですか。

罰則

Q1- 新たな在留管理制度に関して、新たに罰則に加わるのはどのよう
29: なものですか。

在留期間の伸長

Q1- 最長の在留期間は5年になるのですか。どのような人が5年の在留
30: 期間を許可されるのですか。また、いつから、この制度は始まる
のですか。

みなし再入国許可制度

Q1- これまでのように逐一地方入国管理局等で再入国の許可をとらな
31: くてもいいと聞きました。再入国許可制度の見直しの内容は何で
すか。また、いつから新しい制度は始まりますか。

Q1- 再入国の許可はどのような場合にとる必要がありますか。再入国
32: 許可の有効期間は何年ですか。

Q1- 再入国許可を受けずに、みなし再入国許可により出国した場合、
33: 在外の日本大使館等で、再入国の許可の期間を延長することはで
きますか。